

## 2 食品関係施設等の監視及び検査体制の充実

食中毒のリスクの高い食品施設の監視の強化，許認可業務の効率化を図るとともに，食に対する国民ニーズの多様化・高度化や新開発食品等新たな規制に応じた検査など食品の安全チェック体制の充実を図る。

### (1) 食品衛生監視指導の充実（平成8年度開始 令和6年度予算：3,021千円市単独）

#### 【事業の目的・内容】

飲食店等の施設の衛生を確保するため，関係法令に基づき営業施設の許可を行うとともに，これらの施設の監視，指導を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
食品衛生法，食品安全条例	生活衛生課食品衛生グループ

#### 《実 績》

##### ① 営業施設数，新規許可件数，監視日数及び監視件数

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
営業施設数	11,796	11,215	9,654*1
新規許可件数	1,974	1,938	1,789*2
監視日数	186	242	147
監視件数	3,397	3,541	2,656*3

営業施設数：許可施設及届出施設の合計

監視日数及び監視件数：新規検査を除く監視日数及び監視件数

\*1 生活衛生課資料編 表1，2，3の年度末営業施設数の合計

\*2 生活衛生課資料編 表2の新規許可施設数

\*3 生活衛生課資料編 表1，2，3の監視件数の合計

##### ② 食品安全ウォッチャーの活動状況

食品の安全などに関心のある20歳以上の市民を公募により委嘱し，研修会を通じて食品表示法など食品に関する知識を深めるとともに，日常の買い物を通じて表示調査など，市の施策に協力する。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
委 嘱 人 数	24名	19名	19名
表示調査報告数	5,612件	3,984件	3,438件
衛生状態等通報数	1件	2件	2件*

\* 食品安全ウォッチャーからの令和5年度の衛生状態等の通報については，販売店において，「食品表示なし」1件，「期限切れ商品の販売」1件でした。通報につきましては，販売店に指導済みです。

(2) 食品収去の実施（平成8年度開始 市単独 予算：2（1）「食品衛生監視指導の充実」にて計上）

【事業の目的・内容】

不良食品等の流通を防止し食品事故防止を図るため、食品等の規格基準検査や腸管出血性大腸菌等調査など収去検査により科学的なチェックを行い、基準遵守状況の確認、指導を行う。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
食品衛生法，乳及び乳製品の成分規格等に関する省令，宇都宮市農畜水産食品残留有害物質検査実施要領	生活衛生課 食品衛生グループ

《実 績》

収去等検体数及び収去等業務日数

年度	収去等業務日数	収去等検体数
令和3年度	61	1,239
令和4年度	62	1,325
令和5年度	57	1,101 <sup>*4</sup>

\*4 生活衛生課資料編 表4，5の検体数の合計

（農畜水産物残留有害物質，遺伝子組換え食品等の検査内容は，生活衛生課資料編 表6から10を参照）

(3) 食品衛生検査業務管理（平成10年保健所開設時開始

令和6年度予算：241千円 市単独）

【事業の目的・内容】

十分な検査精度と検査結果の信頼性を確保するために，食品衛生法に基づく検査業務を管理する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
食品衛生法第29条第2項，食品衛生法施行規則，宇都宮市食品衛生検査業務管理要領	保健所総務課 薬事グループ

《実 績》

- ・内部点検：年2回，手順書に基づき実施
- ・内部精度管理実施回数：6回（令和5年度）
- ・外部精度管理実施回数：6回（令和5年度）